

衆議院議長 粕谷義三

内閣總理大臣 若槻禮次郎 殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛



濟

貴乙第六四號

大正五年九月十三日

決定

年 月 日

施行

年 月 日

施行

年 月 日

内閣總理大臣

古

内閣書記官長

佐

内閣書記官

田原

朝

川

一

外務大臣

古

陸軍大臣

佐

内務大臣

佐

海軍大臣

佐

農林大臣

佐

文部大臣

佐

内閣書記官

佐

内

查スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相當ノ儀ト被認、付請議ノ通閣議決定相成然ルヘシ

指令案

明治天皇ノ御偉業ヲ永久ニ紀念スヘキ祝日制定ノ請願ノ件請議ノ通

大正十五年九月十八

内務省閣書第二三號

東京市日本橋區蠅殻町

田中巴之助 外三名提出

右請願ノ要旨ハ

明治天皇ノ御偉德ヲ永久ニ奉彰セムカ爲紀元節ト相並ヘテ御在世中ノ天長節ニ該當スル十一月三日ヲ中興節又ハ明治節ト稱シ國家ノ祝日ニ加ヘラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決セルモノナリ審案スルニ帝國臣民カ

明治天皇ノ御偉業ヲ慕ヒ御在世中ノ天長節ニ該當スル日ヲ祝シ奉ルヘキコトハ勿論ノ儀ナルモ毎年十一月三日ヲ中興節又ハ明治節稱ト

稱シ國家ノ祝日ニ加フルニ付テハ慎重考慮スルモノアルヲ以テ今俄
カニ願意採用難相成ト認ム

右閣議ヲ請フ

大正十五年九月十日

内務大臣 濱 口 雄 辛

内閣總理大臣 若槻禮次郎殿

追テ本請願ノ趣旨ニ付テハ宮内大臣ト打合済ニ有之爲念

申添候

意見書案

明治天皇ノ御偉業ヲ永久ニ紀念スヘキ祝日制定ノ件

東京市日本橋區蠣殻町平民田中巴之助外三名呈出

右ノ請願ハ明治天皇ノ御偉德ヲ永久ニ奉彰セムカ爲紀元節ト相竝ヘテ御在世中ノ天長節ニ該當ス
ル十一月三日ヲ中興節又ハ明治節ト稱シ國家ノ祝日ニ加ヘラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正十五年三月二十五日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣 若槻禮次郎殿